

# 会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 平成28年3月9日(水) 午前10時
1. 招集場所 牛久市役所議場
1. 出席議員 22名
- 1番 藤田尚美君
  - 2番 秋山泉君
  - 3番 尾野政子君
  - 4番 伊藤裕一君
  - 5番 長田麻美君
  - 6番 山本伸子君
  - 7番 杉森弘之君
  - 8番 須藤京子君
  - 9番 黒木のぶ子君
  - 10番 甲斐徳之助君
  - 11番 池辺己実夫君
  - 12番 守屋常雄君
  - 13番 市川圭一君
  - 14番 小松崎伸君
  - 15番 石原幸雄君
  - 16番 遠藤憲子君
  - 17番 鈴木かずみ君
  - 18番 利根川英雄君
  - 19番 山越守君
  - 20番 板倉香君
  - 21番 柳井哲也君
  - 22番 中根利兵衛君
1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
人 事 部 長	川 上 秀 知 君
総務部長事務取扱	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	八 島 敏 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会 計 管 理 者	大和田 伸 一 君
監査委員事務局長	土 井 清 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 行政経営課長	飯 野 喜 行 君
人事部次長兼 人 事 課 長	小 川 茂 生 君
総 務 部 次 長	藤 田 聡 君
市 民 部 次 長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由紀夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
書記	中根	敏美君
書記	飯村	彰君
書記	飯田	晴男君

## 平成28年第1回牛久市議会定例会

### 議事日程第5号

平成28年3月9日（水）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第 9号 牛久市行政不服審査会設置条例について
- 日程第 2. 議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 3. 議案第11号 牛久市消費生活センター条例について
- 日程第 4. 議案第12号 牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について
- 日程第 5. 議案第13号 牛久市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第14号 牛久市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第15号 牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第16号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第17号 農業委員会に関する法律第29条第4項による旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第18号 牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第19号 牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第20号 牛久市こども発達支援センターのぞみ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13. 議案第21号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第14. 議案第22号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15. 議案第23号 牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16. 議案第24号 牛久市子育て広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17. 議案第25号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第18. 議案第26号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第19. 議案第27号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20. 議案第28号 平成27年度牛久市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第21. 議案第29号 平成27年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22. 議案第30号 平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）
- 日程第23. 議案第31号 平成27年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24. 議案第32号 平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第25. 議案第33号 平成27年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26. 議案第34号 平成28年度牛久市一般会計予算
- 日程第27. 議案第35号 平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第28. 議案第36号 平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第29. 議案第37号 平成28年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 日程第30. 議案第38号 平成28年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 日程第31. 議案第39号 平成28年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第32. 議案第40号 平成28年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第33. 議案第41号 牛久市道路線の認定について
- 日程第34. 議案第42号 牛久市道路線の路線変更について
- 日程第35. 議案第43号 工事請負契約の変更について
- 日程第36. 決議案第1号 「小坂城址土地購入」に対し調査に関する決議について
- 日程第37. 意見書案第1号 性犯罪等被害者を支援するワンストップ支援センターの設置等を求める意見書の提出について
- 日程第38. 意見書案第2号 子育て支援の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第39. 意見書案第3号 安保法制（戦争法）の廃止および「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を撤回することを求める意見書の提出について

日程第40. 休会の件

午前10時00分開議

○議長（市川圭一君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

意見書案第3号の1件が提出されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第9号ないし日程第35、議案第43号の35件、日程第36、決議案第1号の1件、日程第37、意見書案第1号及び日程第38、意見書案第2号の2件を一括議題といたします。

○  
議案第9号 牛久市行政不服審査会設置条例について

議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第11号 牛久市消費生活センター条例について

議案第12号 牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について

議案第13号 牛久市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 牛久市職員定数条例の一部を改正する条例について

議案第15号 牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第16号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第17号 農業委員会に関する法律第29条第4項による旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第18号 牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第19号 牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議案第20号 牛久市こども発達支援センターのぞみ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第21号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について

議案第22号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第23号 牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第24号 牛久市子育て広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

て

- 議案第 25 号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 26 号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 27 号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 28 号 平成 27 年度牛久市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 29 号 平成 27 年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 30 号 平成 27 年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 31 号 平成 27 年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 32 号 平成 27 年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 33 号 平成 27 年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 34 号 平成 28 年度牛久市一般会計予算
- 議案第 35 号 平成 28 年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 36 号 平成 28 年度牛久市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 37 号 平成 28 年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 議案第 38 号 平成 28 年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 39 号 平成 28 年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算
- 議案第 40 号 平成 28 年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 41 号 牛久市道路線の認定について
- 議案第 42 号 牛久市道路線の路線変更について
- 議案第 43 号 工事請負契約の締結について
- 決議案第 1 号 「小坂城址土地購入」に対し調査に関する決議について
- 意見書案第 1 号 性犯罪等被害者を支援するワンストップ支援センターの設置等を求める意見書の提出について
- 意見書案第 2 号 子育て支援の拡充を求める意見書の提出について

○議長（市川圭一君） これより議案第 9 号ないし議案第 43 号の 35 件、決議案第 1 号の 1 件、意見書案第 1 号及び意見書案第 2 号の 2 件について順次質疑を許します。

なお、質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。質疑発言は、議題に関して簡素明瞭にされ

るようお願いいたします。

答弁に際しては、的確かつ簡素明瞭にされるようお願いいたします。

また、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑をされますようお願いいたします。

初めに、議案第9号についての質疑を許します。16番遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、議案第9号について質問いたします。

まず1点目は、組織の中の委員3名ということなのですが、委員につきまして資格と選出方法について伺います。そして2点目では、審査請求及び異議申し立ての2種類が今度は一元化をされるということになっています。このことがどう違うのか伺います。

そして2点目として、もし異議申し立てができなくなると、処分庁や不作為の不服のこの権利が狭まると考えられますが、この点についてどうか伺います。

○議長（市川圭一君） 総務部次長藤田 聡君。

○総務部次長（藤田 聡君） それでは、遠藤議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の委員3名の資格等ということですが、今考えておるのは職種としまして弁護士、税理士、司法書士、例えば元検事、大学教授など法律や行政の事情に詳しく、公正な判断がされる方という方を想定してございます。

それから、2点目の異議申し立ての審査請求という一元化ということですが、これは内容は同じでございます。名称が、それまでの異議申し立てという名称が審査請求という名称に一元化されると、そういう意味でございます。

3点目なんですけれども、審査請求の内容が狭められるのかという御質問ですが、そのようなことはありません。これまでと同じような形で、名称は審査請求という名称になります。それから、審査庁から例えば審理員の制度ができたり、この第三者機関、行政不服審査会に諮る、諮問して答申するという内容はありますけれども、その内容で狭まることはないということでお答えしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今委員のほうでは、資格等のことについて御答弁がございました。この3人の方を選出することには当たりましては、市の内部の中のやはりどこかで検討されて選出をするということなのですが、4月1日ということでは大変日程的にも狭まっておりますが、どういう形で決めていくのか。この辺を再度伺いたいと思います。

それと、名前が違っただけだと、内容的には同じだということなのですが、これ市のほうの条例ということになるのですが、ただただ名前が違うだけでこのような改正というのは、やはりあり得ないと思うんですね。何らかの、先ほど不利益が出るのではないかとということをお申し

ましたけれども、そのようなことが若干考えられるということについては、行政庁や不作為の不服、この権利が狭まってくるんじゃないか、異議申し立てという内容がですね。そうしたら、そのことがやはりこの条例の中に入っていないかならならないと思いますが、その辺についてどうか伺います。

○議長（市川圭一君） 総務部次長藤田 聡君。

○総務部次長（藤田 聡君） 再質問のほうにお答えしたいと思います。

まず委員3名、どのような形で選出するかということですが、これは今内部のほうで先ほど言った職種、弁護士さん等々おられると思いますけれども、その中でどういう形がいいかというのを今担当のほうでいろいろ議論しているところでございます。

それと、狭まる場所があるかということなんですけれども、この今回の第三者機関ですね、こちらの意義はこれまでは例えば異議申し立て、審査請求という形で審査庁、例えば税のことであれば税務課というようなところになるんですけれども、そちらに直接その異議申し立てがあつて、その審理の裁決までをその担当課が行っていたと、これまでは。これを、公正性、透明性という部分で改正がなされて、今度は審査請求人が審査庁、これは今回は総務課を想定してございます。総務課が担当するということですが、審査庁にまず請求をしまして、その後新しくなります審理員を指名します。この審理員というのは、その処分の内容について経験のある管理職を予定しています。その審理員が審理をしまして審査庁、総務課のほうに意見書を提出します。それで、審査庁はそこからこの行政不服審査会への諮問をいたします。そこで専門的な見地から、先ほど言った弁護士さん等々になるかと思うんですが、そういう形で内容を審議していただきまして、それで答申を受ける。その答申を受けたものを裁決とするというような内容で、これまでの自分のところで審査していたものを、きちんと第三者機関を通す、あるいは審理員を通すという公正性を求めて改正になったということでございます。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。18番利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 1点確認いたします。専門委員、弁護士等ということなんですが、第三者機関ということで、これまでこういった形で外部から委員を選任するときに、例えば弁護士ならばどういう形で選任をされていたのか。これからこういったものがある程度できてくる、第三者機関というものも結構できてくるんじゃないかというふうに思うんですが、例えば弁護士の場合はどういう選任をするのか。例えば、県の弁護士会のほうに牛久市として依頼をして要請をするという方法、これも1つの審査員の選定の1つになると思うんですが、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 総務部次長藤田 聡君。

○総務部次長（藤田 聡君） 利根川議員の御質問にお答えしたいと思います。

委員の選任の方法なんですけれども、この前別のほうの委員さんにはきちんと、先ほど利根川議員からありましたように、県の弁護士会を通しまして第三者的な方をお願いしたという今までの経緯もございますので、そういうものも含めて検討する、それでお願いするような形をとりたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 18番利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 今弁護士だけだったんですが、例えば税理士、会計士等いろいろな資格を持った県の組織があると思うんで、それらも含めて委員選任においては弁護士だけではなくて、そういった方向も考えてほしいというふうに思うんですが、その点について確認をします。

○議長（市川圭一君） 総務部次長藤田 聡君。

○総務部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

今利根川議員おっしゃられたように税理士会、それから司法書士会というような形でそれぞれありますので、そういう委員の選任もした経緯もございますので、そういうものも含めましてもちろん検討したいと思えます。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第10号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第10号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第11号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第11号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第12号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第12号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第13号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第13号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第14号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第14号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第15号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第15号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第16号についての質疑を許します。16番遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、議案第16号について質問をいたします。

この御説明の中に、特別職の職員を一般職の非常勤というように、身分が変わる内容がこの中には入っているんですが、かなり細かに一般職になるもの、それから廃止というんですか削減されるもの、その辺について細かなことになってしまうんですが、伺いたいと思います。

まず、市立幼稚園の園長、これが多分一般職なのかなと思うんですが、その辺ちょっと細かに伺いたいと思いますが、全般的な問題になってしまうんですが、よろしいでしょうか。

○議長（市川圭一君） 人事部次長小川茂生君。

○人事部次長兼人事課長（小川茂生君） 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

今回多くの特別職の職を廃止し、一般職化をすることを行うための条例改正でございます。今回の目的といたしまして、非常勤職員の任用に当たりましては全国的に特別職であるとか一般職であるとか、その職についての運用の見直しがなされている状況がございます。今回廃止する特別職につきましても、その職種が非常勤特別職として実態に則しているのかというところで見直しをさせていただいたものでございます。なお、平成26年に総務省の自治行政局公務員部長通知というのが出ておりますが、この通称「26年通知」というものにおいても、特別職の非常勤の任用につきましては「職務の内容が補助的で定例的であったり、職務管理の業務遂行方法において労働性の高い職については、本来一般職として任用されるものであり、特別職としての任用は避けるべきである」という見解も出されているところでございます。

このような意味もあわせて、今回見直しをさせていただくものでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、ちょっと具体的に伺いたいと思います。

例えば市立幼稚園長が、これは一般職になるということなのか。そしてまた、生涯学習センターの所長、それから首席学芸員、小川芋銭作品研究編集員ですね、これのもとですね。それと手話通訳者、ここは多分日額から時間額に変更なのかというところですね。この辺の状況を伺います。それと、図書館の嘱託図書司書ですね、この方が一般職になるのかどうか伺います。それと総合福祉センターの所長、それから中央図書館長、それから芸術振興コーディネーター、この辺の身分がどういうふうになるのか。それと、クリーンセンターの所長、国体準備室長、この辺の身分のことについても伺います。それと、認知症のサポート医、それから牛久市バイオディーゼル燃料連絡協議会委員、この辺についても伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 人事部次長小川茂生君。

○人事部次長兼人事課長（小川茂生君） 遠藤議員の再度の質問にお答えいたします。

まず市立幼稚園長、こちらにつきましては特別職の職から一般職に切りかえるということでございます。

それから生涯学習センター所長についても、同様に一般職の職に置きかえるというものでございます。それから学芸員につきましては、主席学芸員と学芸員という2つの職が特別職として存在していましたが、これを合わせて1つの職として主席学芸員の報酬額に上限を合わせるといった形で一本化するものでございます。

それから、派遣手話通訳者につきましては職の廃止ということになりますが、手話通訳者の職というものが別でございますので、そちらと一本化を行うというものでございます。

クリーンセンター所長につきましても、これも一般職化するための特別職の廃止でございます。同様に、総合福祉センター所長につきましても、一般職化するための特別職の廃止ということでございます。

それから、中央図書館の司書ですね、こちらにつきましては嘱託図書司書という職を廃止して、一般職の非常勤職員の図書館司書というところで改正を行いたいということでございます。

バイオディーゼル燃料連絡協議会委員につきましては、新たに周辺自治体・関係事業者との広域的な連携による原料の確保、BDF流通の拡大というものを目的に設置をさせていただくというものでございます。

認知症サポート医につきましては、平成27年1月に厚生労働省策定の認知症施策推進総合戦略、通称新オレンジプランとありますが、こちらの取り組みの1つとして認知症サポート医を市において設置するということになっておりますので、新たに設置するものでございます。

以上です。（「コーディネーター」の声あり）

○議長（市川圭一君） はい。自席でお願いします。

○16番（遠藤憲子君） 中央図書館長と芸術コーディネーターの答弁がなかったように思います。

○議長（市川圭一君） 中央図書館長と芸術コーディネーターでよろしいですか。

○人事部次長兼人事課長（小川茂生君） 失礼しました。中央図書館長につきましては、一般職の職として任用するための特別職の職を廃止するものでございます。

それから芸術振興コーディネーターにつきましては、当初特別職としての任用をしておりましたが、現在はこの職については常勤職員が対応している職になっておりますので、特別職の職を廃止するものでございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第16号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第17号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第17号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第18号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第18号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第19号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第19号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第20号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第20号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第21号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第21号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第22号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第22号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第23号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第23号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第24号についての質疑を許します。16番遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、議案第24号について質問いたします。

この条例改正は、新たに子育て広場がにこにこ広場としてさくら台の、言うなれば神谷小の児童クラブのところにできるということだと考えます。4月1日開設ということでは、もう既にいろいろと準備が進んでいると思いますが、児童クラブの跡ということでは、そこの中では児童クラブも土曜日もやるということなんです、ほかの広場と違いまして住宅地の中にあるということでは、少し配慮が必要ではないかと思えます。児童クラブですと子供たちが、小学生以上ということなんです、にこにこ広場となりますと就学前ということでは小さいお子さ

んをお持ちのお母さんたちが集まるのではないかというふうに考えられますが、その配慮というところでは近隣住民等の説明会、そのようなことについてどうなのか。そしてまた、今度新たにできるということの周知について伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） お答えさせていただきます。

近隣住民への配慮ですけれども、児童クラブから子育て広場ということで変更いたしますが、送迎とかは配慮するように現在考えております。それと説明会のほうは、ちょっと今のところは考えておりませんでした。今後、必要に応じて検討してまいります。以上です。

失礼しました。周知につきましては、これから準備を進めて周知してまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） この場所をごらんになっているならば、よくわかると思うんですが、本当にすぐそばに住宅が隣接しているんですね。ほかのすくすく・のびのびは、かなり福祉センターなり、それから商業地というか商工会のところにあったら、そういうちょっと条件が違うと思うんですね。ですから児童クラブがあったので、そこをただ変えるという簡単なものじゃないんじゃないかなと感じるわけです。子供たちを連れてお母さんたち、児童クラブですとある程度学齢期の子供なので、それなりのことが当然配慮は必要だと思いますが、その辺でやはり送迎の問題もそうですし、小さいお子さんを連れてのということでは、特段のやっぱりそういう配慮というのは必要じゃないかと思います。

それと、あと近隣住民の方も「あそこにはできるのね」ということは存じているようなんですが、その辺もう少し丁寧な説明が必要じゃないかと思います。

それから、周知について今準備をしているということなんですが、もう既に4月1日ということで施行日決まっているようなので、その辺ではかっぱメールもありますし、広報に間に合わなければ別刷りの何かそういうのをやるとか、小さいお子さんを持つお母さんたちはやはりこの場所に行くということ、そういうことがふえるということとは子育て支援のひとつ充実になると思いますが、その辺も十分お願いをしたいと思いますが、その辺について伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） お答えさせていただきます。

準備を含めて、十分に準備をしまして、周知も重ねていきたいと思っております。

以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第24号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第25号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第25号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第26号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第26号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第27号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第27号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第28号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第28号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第29号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第29号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第30号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第30号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第31号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第31号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第32号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第32号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第33号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第33号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第34号についての質疑を許します。15番石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 改めまして、おはようございます。

予算書147ページでございます。小坂城跡管理補助金でございます。40万円の計上がございますが、数点お尋ねをしたいと存じます。

まず、これまでの実績ということで、小坂城跡の訪問者数というようなものを把握しているのか、いないのか。いた場合は、どのくらいの人数があったのか。それから、この管理の内容でございますが、多分清掃業務が中心であろうと思いますが、その場合どのくらいの頻度で行われていたのかどうか。まず、その2点について確認を求めます。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） それでは、ただいまの石原議員の御質問にお答えいたします。

まず、小坂城跡公園のほうの訪問者数でございますが、数の把握というのはしていないのが状況でございます。

それから管理内容につきましては、御指摘のとおり公園用地内の草刈り等を行っております、年に2回から4回、状況に応じまして管理組合のほうをお願いをしているという状況でございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 今の部長の答弁によりますと、市長、訪問者数も把握していないということなんですよ。それで、いろいろお聞き及びかとも思いますが、まずここを訪れる人はいないだろうというふうに思います。そういう意味で、2回目の質問なんですけれども、今の部長の答弁を踏まえまして、なぜそれであれば平成28年度予算に予算を計上したのかということ。それと今までの実績、ほとんどいないということを踏まえれば、こういう予算を計上したことについてどういう意味があったのかということ。さらに、この40万円についてこの予算から削除する考えがないのかどうか。

以上について答弁を求めます。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○総務部長（川井 聡君） それでは、再度の御質問にお答えを申し上げます。

まず訪問者がいないという、把握はしてございませんが、いないわけではございません。県内外、それから市内からも訪れている、それは管理組合のほうで管理をさせていただいている代表の方から伺っておりますし、問い合わせ等も担当課のほうに来ているということで、人が押し寄せるといったような状況ではございませんが、やはりそういう城跡に興味を持たれている方、ファンの方は結構パラパラではございますが訪問しているということで、訪問者数の把握はしてございませんが、訪問者がいるということは事実でございます。

それから、そういう状況がある中で、やはり議員も御承知のとおりもともと山城といいますか、そういった城跡でございますので、管理をしないということになりますと篠竹等が生えてきて、当然人が歩けるような状況でもなくなる。また、せっかくの中世期の古い城跡、形がし

っかり残った城跡でございますので、そういったところをしっかりと形を残すという意味での管理は必要であろうということで、そこの公園をつくった際に御協力をいただいた地元の皆様をお願いをして管理組合をつくっていただき、管理をしていただいているという状況でございます。また、地元の小坂団地等ではあそこの場所を使って、年に一、二回子供たちと一緒にいろいろなイベントをやっているというふうにも聞き及んでおりますので、そういった意味でも管理というものは必要ではないかというふうに感じておるところでございます。

したがいまして、予算につきましては削除するという考えはございませんので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。18番利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 平成28年度牛久市予算案の概要から、12ページにありますバイオマスタウン構想の運用ということですが、いろいろ聞き及びますところによりますとGPPですね、グリーンプランパートナーシップということに事業名が変わったそうなんですが、これは私が常任委員会等で何度か要求しておりますバイオマスタウン構想、それとペレットないしバイオディーゼル、これの年間計画・短期計画・長期計画等をぜひ提示してもらいたいというのを何度か要求してきたんですが、それがなくままに今回このような形でGPPで出てくるということについてちょっと違和感を感じるんですが、その点の流れについて。

また予算的に、起債もありますけれども、国の補助金もありますけれども、金額的に突然こういう形で出てくるというもの、ちょっと疑問に思いますので、具体的な内容についてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長兼環境政策課長（梶 由紀夫君） 利根川議員の御質問にお答えいたします。

グリーンプランパートナーシップの補助金につきましては、平成26年に環境省のほうに応募いたしまして、一般質問の初日に小松崎議員の御質問にお答えいたしましたとおり計画を提出しまして、それが審査を通りまして補助をいただけることになりました。内容につきましては、昨日議会のほうに配ったというふうに関及しておるんですがA4で表裏で、遠藤議員のほうから御質問を頂戴いたしまして平成26年、平成27年、平成28年の工事の内容、それからCO<sub>2</sub>の削減という御質問でしたので、CO<sub>2</sub>の現状の試算ということで出させていただきました。

利根川議員のおっしゃるとおり、計画自体を「こういう計画があります」という形でお出ししたという経緯はないのが事実でございます。ただ、このグリーンプランパートナーシップの補助につきましては、それまで補助というか原資がなくて更新ができなかった施設、何度か御説明させていただいておりますが市の庁舎、それから市立図書館、それからうしくあみ斎場と

ということで、これが一番大きな骨になっています。実際、工事費とかもごらんいただけるとおわかりになるとおり、市の庁舎で4億9,000万円、それから図書館の空調の入れかえで2億3,000万円、うしくあみ斎場がトータルで6億円くらいの計画になります。実際、この施設につきましては補助というものを探してはいたんですけれども、そういう原資が全然見当たらなかった。そういう状況で、施設整備課のほうで更新計画とかを策定するに当たって、まず資金計画のほうで難航していた部分がございます。こういった二酸化炭素を削減するという名目について審査というか応募ができれば、基本的にはこの補助金というのは例外部分もありますが6割の補助がいただけるということになりますので、かなり通常の補助が2分の1であるのに対して3分の2の補助がいただけるという有利なものであったので、応募をさせていただいたという経緯がございます。

この中には、利根川議員のほうから何回か御質問がありましたバイオマス産業都市のほうの計画と相合わせて応募をさせていただいて、ペレットだきの冷温水機とかあとBDFによるコージェネレーションとかそういったものを加味させていただいて、全体計画をつくらせていただいて応募をしたという形になります。トータルで総事業費といたしましては14億4,900万円、補助額としては8,770万円、一般財源としては5億7,200万円という、これが3年間の全体計画ということになります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 地方自治体の財政計画というのは単年度計画、そして単年度で全て完成できないものについては起債等をお願いしてやるというのが現状なわけですね。それが事前に計画的に行われてくるということであれば、単年度会計の基本が私は崩れてしまうんじゃないかというふうに思うんですよね。バイオマスタウン構想等は、私自身も相当前から聞いてはいましたが、そしてまた例えばバイオディーゼルに関しては牛久市がまだ計画もないころから一般質問、十数年前から一般質問もしました。ペレットについても、ごみ処理場でペレットをつくってそれを燃料にということ、これはもう20年以上前に質問もしています。新エネルギーの問題につきましては、私自身は牛久市が先進的にバイオマスタウン構想の中で取り組んでいくというのは承知をしておりますし、進めていくという点においては同意ができるわけではありますが。

1つは会計という問題について、私は先ほども言いましたが何度となくこの問題について計画書、短期でもいい、長期でもいい、計画書を出してもらいたいと。例えば、ペレットを使って空調等をやることですけれども、ここに出てくるものは常任委員会等で私は一度も聞いていない。例えば清掃工場の延命化措置については、これについては事前に担当課のほうに常任委

員会での説明があったり、12月議会で皆さんに資料等配られた。ところが、このバイオマスタウン構想については、全く知らなかったという感じなんです。これが地方自治体の会計の中で、今までの市長なら考えられますけれども、もう新しくなってきたわけですから、ですからこういった計画については例えば短期でも構わないです。私は、よく何度か質問したのは総合計画・実施計画等、こういったものが定められている中のものが突然出てきたりこれまでしていたわけですから、そういったことは今後一切やめるべきだと思いますし、少なくとも3年程度の計画を持って議会に示して、でないとなら私たち市民に何と報告していいかというのが、知らない間に予算が通ってしまったという話になってしまうんでね。ぜひ、その辺のところは計画的な財政運営をするようお願いしたい。

今答弁ありましたけれども、その点で今後の新エネルギーを利用した市の計画についてはぜひ計画を出していただいて、それで議会に示してほしいというふうに思いますが、この点について確認したいと思います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私もバイオマスタウン構想、就任して聞きました。正直言って牛久の財政規模、それをいろいろ考えまして牛久の身の丈に合った政策なのか。確かにCO<sub>2</sub>の削減というのは世界的、日本的に大きな問題ですが、牛久の身の丈に合った政策だったのかな、こんな予算通ったのはどうだったのかなということを、私はちょっと疑問に思っています。

ですから、こういうやっぱり大きな施策をする場合は、常に何年かの規模の検証を行い、そしてまた経過の検証を行い、いかに効率的に先を見据えたものをしっかりやっぱり持たないと、毎年毎年このように何億円かかかっていく仕事に対してはちょっと私も意に反する。ただこうなった以上は、今までこういう施設があった以上は、やはりこれをいかにこう高準化するかに今力を注いでいる状況でもあります。

また清掃工場の長期化延命策、確かにこれから4年、5年でこうするのに、だったらもっと前からお金をためて、そしてしかるべき対応あったのに、私が就任したときこの基金は4,000万円しかなかった。20億円の4,000万円、ちょっとこれは私わからない。こういうのだったら、やっぱり2億円、3億円、せめてそのくらいのお金を充てて、一般財源に負担ないようにするのが私は筋ではないかなと思った次第です。

ですからこういうことも加味しながら、これから私もいろいろとこのような政策に当たっていきたいと思います。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。3番尾野政子君。着席してください。

○3番（尾野政子君） 平成28年度牛久市一般会計の新たな事業3点について伺います。

不育症への助成、それから移動式赤ちゃんの駅、産後ケアのそれぞれの事業についての概要、そして施行日、周知についてお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 尾野議員の御質問にお答えいたします。

平成28年度予算の中の新しい事業ということで、まず不育症についてでございますが、不育症の検査・治療費の助成につきましては、このたび一般質問において小松崎議員の答弁にお答えしましたように、少子化対策の一環としまして不育症の検査・治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、医師に不育症と診断されて行った検査・治療費のうち、保険適用外の費用についての一部助成を平成28年4月1日から実施いたします。周知につきましては、各医療機関、市ホームページ、広報紙等で周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、移動式あかちゃんの駅につきましては、乳幼児がいる子育て世代の皆さんが安心してイベントに参加できるように、移動式「ほっと・スペース」貸し出し事業としてテント一式、折り畳み式おむつ交換台、椅子等を貸し出しいたします。こちらの貸し出しですが、6月から貸し出しができるように今後準備を進めてまいりたいと考えております。周知につきましては、市のホームページ、広報紙等で行いたいと思っております。

産後ケア事業につきましては、出産後に家族等からの十分な育児等の援助が受けられない方、特に育児不安があるなど育児支援を要する家庭を対象に、その母親と生後4カ月ころまでの赤ちゃんに対し、心身のケアと育児サポートを専門の医療機関へ委託する事業です。平成28年4月1日から、つくばセントラル病院と椎名産婦人科へ委託する予定です。具体的な対応といたしましては、通所型のデイケアと宿泊型のショートステイを予定しております。周知につきましては各医療機関、市ホームページ、広報等で周知を図ってまいります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 移動式の「ほっと・スペース」ということですが、これは何セット、テントとかおむつ台とか何セットくらい用意をされているのか、お願いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

平成28年度予算に計上しておりますのは、一式1セット計上しておりますが、今後の活用の状況によってその後の数、増設等は検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第34号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第35号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第35号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第36号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第36号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第37号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第37号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第38号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第38号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第39号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第39号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第40号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第40号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第41号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第41号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第42号についての質疑を許します。18番利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 牛久市道路線の路線変更についてですね。市道は御承知のように行政財産ということで、行政財産を変更する場合については、特に道路の場合については同等かそれ以上のものというふうになっていると思うんですが、今回の変更については変更前と変更後は非常に差があるというふうに思うんですが、この点について確認をいたします。

○議長（市川圭一君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） まず、路線の変更についてでございますが、1つは南2丁目の開発行為による道路、これを1本入れたことにより総延長が短くなったということで、これはいわゆる市道1233号の延長が長くなり、その分開発行為によった道路によって市道3476号がふえたということでございます。

それと、大きな変更につきましては県道田宮中柏田線、これの開通に伴いましてこの県道自体がダブル認定をかけているところから、発進と到達の位置関係が変わったことにより延長の変更をしたものでございます。

もう一つにつきましては、井ノ岡のいわゆるカントリーライン、農免道路ですけれども、農免道路のところにかかっておりますいわゆる昔の井ノ岡橋というところがございました。この部分が、今回の道路台帳の加除訂正によりまして若干減りまして、それが2つに分かれ2296線と3481線と変わって、2296号線が若干橋の部分が減ったことによる変更でございます。

大まかなものは、以上でございます。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 当然これは行政財産ですから、これだけの資料ではわからないんですよ。当然、議案書だけではどうして減ったのか、その減った部分はどういう方向に転嫁されたのかという資料ですね、それをつけなければ行政財産を処分するに当たっての法的な根拠が十分理解できないわけですよ。例えば2296号線というのは、非常に短くなっていますね。ただ、これ廃止するだけで、じゃあその分はどうなるのかと。今の説明の中では……。

（「1号前の議案、41号」の声あり）今41号議案。（「いや、42号」の声あり）ああ、41号議案で入っているということ。その点は、やはりちゃんと号数が変わるわけですから、市道路線の号数が変わるわけですよ、当然。ですから、そのものもわかるように、特に路線変更で縮小したものについては、それと同等ないし同等以上のものというのは、これは法律で決まっているわけですから、議決案件にもなっているわけですから、もう少しわかりやすい資料を提示していただいて、今部長のほうで説明されたことも含めて後で結構ですから、この行政財産変更の資料というのもぜひよろしく願いいたします。

○議長（市川圭一君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） それでは、後ほど詳しい資料をお届けします。また、今後はもう少し詳しい資料を添付したいと思います。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第42号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第43号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第43号についての質疑を終結いたします。

次に、決議案第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で決議案第1号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で意見書案第1号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で意見書案第2号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第39、意見書案第3号についてを議題といたします。



意見書案第3号 安保法制（戦争法）の廃止および「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を撤回することを求める意見書の提出について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。16番遠藤憲子君。

〔16番遠藤憲子君登壇〕

○16番（遠藤憲子君） それでは意見書案第3号、意見書案の朗読をもって提案させていただきます。

安保法制（戦争法）の廃止および「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を撤回することを求める意見書（案）

日本国憲法に真っ向から背く安保法制（戦争法）の強行採決から5カ月となった2月19日、民主、共産、維新、社民、生活の野党5党は、集団的自衛権の行使容認を柱とする安保法制（戦争法）を廃止する関連2法案を衆院に共同提出しました。安保法制は3月末までに施行され、法律として効力を持つようになります。

これまでの歴代政権が禁じてきた集団的自衛権の行使が可能となる安保法制（戦争法）は、国際紛争解決のために武力行使を可能とし、憲法9条に違反する法律であることは明かです。

11の法律の中の「周辺事態法」は「周辺影響事態法」に変わり、「周辺事態法」と比べ地理的な制約がなくなり、「重要影響事態」だとされれば地方自治体に協力を求めることができます。「周辺事態法」の際は、「協力」について果たして強制なのか、拒否できるのかが大きな問題になり、政府は「解説」で「強制ではない」としました。これは、周辺事態安全確保法第9条（地方公共団体・民間の協力）の解説であります。

この「解説」は現在も生きており、地方自治体が管理する空港や港湾の使用許可、消防法に基づく危険物貯蔵所の設置許可、建築基準法等に基づき許認可など、具体的にかかなり広い範囲

の協力を求めています。

また、「存立危機事態法」でも自治体に協力が求められます。日本が集団的自衛権を行使する事態（存立危機事態）の「後方支援」の中に、民間空港・港湾を含む施設の利用が含まれるのか、との国会質問に外務省は「地方公共団体や民間の協力が得られる場合にはそういう場面があり得る」と明言しました。全国で95の空港と無数の港湾の具体的な名前がリストとして挙げられました。

日本にとって具体的な危険は、アメリカの戦争に日本が巻き込まれるかどうか、アメリカの先制攻撃のような無法な戦争に巻き込まれるかどうかということです。安保法制（戦争法）は、日本と地方自治体をアメリカの戦争に組み込み、殺し、殺される国に変えるものです。

国会においては、「安保法制（戦争法）廃止法案」を可決し、政府においては「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を撤回するよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上です。

○議長（市川圭一君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、意見書案第3号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で意見書案第3号についての質疑を終結いたします。

本日の議題となっております議案第9号ないし議案第33号の25件、議案第41号ないし議案第43号の3件、決議案第1号の1件、意見書案第1号ないし意見書案第3号の3件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります付託表のとおり、それぞれの所管常任委員会へ付託いたします。

---

#### 平成27年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

#### ◎総務常任委員会

議案第9号 牛久市行政不服審査会設置条例について

議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第13号 牛久市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 牛久市職員定数条例の一部を改正する条例について

- 議案第 15 号 牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 16 号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18 号 牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 27 号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 28 号 平成 27 年度牛久市一般会計補正予算（第 7 号）  
別記起債の当該委員会の所管事項についてのみ
- 意見書案第 1 号 性犯罪等被害者を支援するワンストップ支援センターの設置等を求める意見書の提出について
- 意見書案第 2 号 子育て支援の拡充を求める意見書の提出について

◎教育民生常任委員会

- 議案第 19 号 牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 20 号 牛久市子ども発達支援センターのぞみ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 21 号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 22 号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 23 号 牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 24 号 牛久市子育て広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 25 号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 26 号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 28 号 平成 27 年度牛久市一般会計補正予算（第 7 号）  
別記起債の当該委員会の所管事項についてのみ
- 議案第 29 号 平成 27 年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

- 議案第32号 平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）  
 議案第33号 平成27年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）  
 決議案第1号 「小坂城址土地購入」に対し調査に関する決議について  
 意見書案第2号 子育て支援の拡充を求める意見書の提出について

◎産業建設常任委員会

- 議案第11号 牛久市消費生活センター条例について  
 議案第12号 牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について  
 議案第17号 農業委員会に関する法律第29条第4項による旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について  
 議案第28号 平成27年度牛久市一般会計補正予算（第7号）  
 別記記載の当該委員会の所管事項についてののみ  
 議案第30号 平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）  
 議案第31号 平成27年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）  
 議案第41号 牛久市道路線の認定について  
 議案第42号 牛久市道路線の路線変更について  
 議案第43号 工事請負契約の変更について

平成27年度牛久市一般会計補正予算（第6号）各常任委員会付託事項

第1条 第1表 歳入予算補正

款	項	目		
		総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
1 市 税	1 市 民 税	1 個人		
	5 特別土地保有税	1 特別土地保有税		
9 地方特別交付金	1 地方特例交付金	1 地方特例交付金		
10 地方交付税	1 地方交付税	1 地方交付税		
11 交通安全対策特別交付金	1 交通安全特別交付金	1 交通安全特別交付金		
12 分担金及び負担金	1 負 担 金		1 民生費負担金 2 教育費負担金	
13 使用料及び手数料	1 使 用 料		5 教育使用料	1 総務使用料 4 土木使用料
	2 手 数 料	1 総務手数料		3 土木手数料
14 国庫支出金	1 国庫負担金		1 民生費国庫負担金 3 教育費国庫負担金	

	2 国庫補助金	1 総務費国庫補助金	2 民生費国庫補助金 3 衛生費国庫補助金 〔森林・林業再生基金づくり交付金〕 7 教育費国庫補助金	2 衛生費国庫補助金 〔廃棄物処理施設整備費補助金〕 〔地域バイオディーゼール流通システム技術実証事業補助金〕 6 土木費国庫補助金
	3 委託金		3 教育費委託金	
15 県支出金	1 県負担金	1 総務費兼負担金 2 民生費県負担金 〔4 災害救助費負担金〕	2 民生費県負担金 〔1 社会福祉費負担金〕 〔2 児童福祉費負担金〕 4 教育費県負担金	
	2 県補助金		1 民生費県補助金 2 衛生費県補助金 〔健康増進事業費補助金〕 5 教育費県補助金	2 衛生費県補助金 〔廃棄物処理施設整備費補助金〕 3 農林水産業費県補助金 4 土木費県補助金
	3 委託金	1 総務費委託金		
18 繰入金	2 基金繰入金	1 財政調整基金繰入金		5 生活環境施設整備基金繰入金
20 諸収入	1 延滞金加算金及び過料	1 延滞金		
	4 受託事業収入		1 民生費受託事業収入	4 衛生費受託事業収入
	5 雑収入	5 雑入	5 雑入	5 雑入
21 市債	1 市債	2 衛生費 7 総務費		

第 1 条 第 1 表 歳出予算補正

総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費 (目) 1. 議会費  (款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (目) 1. 一般管理費 契約行為を管理する 市長と副市長の秘書事務を行う 市長と副市長が外部交際する 行政改革推進委員会を運営する 情報公開・個人情報保護審査会を 開催する 研修機関に研修生を派遣する 臨時職員や非常勤職員を任用する 2. 文書費 3. 広報広聴費 4. 財政管理費 6. 財産管理費 公有財産を総括管理する 公用車を管理する 7. 企画費 特命による重要時効を調査研究 する 筑波大との官学連携によるまち づくりを行う 8. 交通安全対策費 9. 電子計算費 10. 自治振興費 11. 公平委員会費 13. 都市交流費 14. 総合窓口費 15. 男女共同参画費 19. 諸費 防犯灯を新設する 東日本大震災における被災者の 生活再建を支援する 空き家の適正管理を推進する (項) 2. 徴税費 (目) 2. 賦課徴税费 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費 (目) 1. 戸籍住民基本台帳費 (項) 4. 選挙費 (目) 3. 生久市議会議員選挙 4. 生久市長選挙 (項) 5. 統計調査費 (目) 1. 統計調査総務費 2. 指定統計費  (款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費	(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費 (目) 1. 社会福祉総務費 2. 老人福祉費 3. 介護保険費 4. 障害福祉総務費 5. 支給審査会費 6. 自立支援協議会費 7. 自立支援給付費 9. 地域生活支援費 11. 国民年金費 12. 国民健康保険事業費 14. 後期高齢者医療給付費 15. 医療福祉費 16. 社会福祉施設費 (項) 2. 児童福祉費 (目) 1. 児童福祉総務費 2. 児童措置費 3. 保育園費  (款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費 (目) 1. 保健衛生総務費 2. 予防費  (款) 8. 土木費 (項) 45. 住宅費 (目) 1. 住宅管理費  (款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費 (目) 2. 事務局費 3. 教育指導費 (項) 2. 小学校費 (目) 1. 学校管理費 3. 学校建設費 (項) 3. 中学校費 (目) 1. 学校管理費 (項) 4. 幼稚園費 (目) 1. 幼稚園費 (項) 5. 社会教育費 (目) 1. 社会教育総務費 2. 生涯学習センター費 3. 図書館費 (項) 6. 保健体育費 (目) 1. 保健体育総務費	(款) 4. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (目) 4. 一般管理費 ふるさと寄附に対し特産品を 返礼する 6. 財産管理費 公共建築物を設計し監理す 7. 企画費 公共交通の活性化について検 討する 8. 諸費 建設工事に総合賠償補償する  (款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費 (目) 4. 環境衛生費 5. 公害対策費 6. 雑草除去費 (項) 2. 清掃費 (目) 2. じんかい処理費 3. し尿処理費  (款) 5. 労働費 (項) 1. 労働諸費 (目) 1. 労働諸費  (款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費 (目) 1. 農業委員会費 3. 農業振興費 (項) 2. 林業費 (目) 1. 林業振興費  (款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費 (目) 2. 商工業振興費 3. 観光費  (款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費 (目) 2. 建築指導費 (項) 2. 道路橋梁費 (目) 3. 道路新設改良費 1. 道路橋梁総務費 2. 道路維持費 3. 道路新設改良費 4. 排水路整備費 (項) 3. 河川費 (目) 1. 準用河川費 (項) 4. 都市計画費 (目) 1. 都市計画総務費

(目) 2. 非常備消防費 3. 消防施設費 4. 防災対策費  (款) 12. 公債費 (項) 1. 公債費 (目) 1. 元金 2. 利子		2. 公共下水道費 3. 公園費 5. 森林公園費 6. 駅周辺整備費 7. 都市基盤再整備費
--	--	---

第2条 第2表 継続費補正 産業建設常任委員会

第3条 第3表 繰越明許費補正 総務常任委員会 教育民生常任委員会 産業建設常任委員会

第4条 第4表 債務負担行為補正 教育民生常任委員会

第5条 第5表 地方債補正 総務常任委員会

○議長（市川圭一君） つきましては、各常任委員会において受託案件を審査終了の上、来る24日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いいたします。

また、予算特別委員会において、議案第34号ないし議案第40号の7件を審査終了の上、来る24日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いいたします。

次に、日程第40、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長（市川圭一君） お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のためあす10日から23日までの14日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、あす10日から23日までの14日間、休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時06分散会

